

宮津市公報

平成24年10月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目次

条 例

- 20 宮津市暴力団排除条例 1

告 示

- 142 地縁による団体の認可 4
143 定期の予防接種の実施 5
144 宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱 6
145 宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金交付要綱 6

訓 令

- 7 宮津市文書管理規程の一部を改正する規程 8

公 告

- 33 公示送達 8
34 宮津市人事行政の運営等の状況の公表 8
35 宮津市営住宅の入居者の公募 12
36 宮津市営住宅等の入居者の公募 13

教 育 委 員 会

《告 示》

- 16 宮津市教育委員会定例会の招集 14
17 宮津市教育委員会定例会の招集 14

監 査 委 員

《規 程》

- 1 宮津市監査委員監査規程の一部を改正する規程 14

条 例

宮津市暴力団排除条例をここに公布する。

平成24年 9月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第20号

宮津市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、宮津市における暴力団排除に関し、その基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全かつ安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (4) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として規則で定めるものをいう。
- (5) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (6) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (7) 公共工事 市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、国、京都府、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、京都府、法第32条の3第1項の規定により京都府公安委員会から京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供す

るよう努めるものとする。

(市の事務事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、次条から第12条までの規定による措置その他必要な措置を講じるものとする。ただし、法令等に別に定めがあるとき又は公益上必要があるときは、この限りでない。

(市が設置した公の施設の使用の不許可等)

第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の許可について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

(行政財産の貸付け等の禁止)

第8条 市は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、地方自治法第238条の4第2項及び第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定してはならない。

2 市は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用を許可してはならない。

(普通財産の貸付け等の禁止)

第9条 市は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、地方自治法第238条の5第1項及び第2項の規定により普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定してはならない。

(物品の売払い等の禁止)

第10条 市は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、物品を貸し付け、交換し、売り払い、又は譲与してはならない。

(市が行う処分に係る措置)

第11条 市は、暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、法令等に定める基準に従い許認可等(許可、認可その他の何らかの利益を付与する処分をいう。)をせず、又は当該許認可等を取り消すことができる。

(公共工事からの暴力団排除)

第12条 市は、公共工事を請け負わせる契約(以下「請負契約」という。)を暴力団員等との間で締結してはならない。

2 市と請負契約を締結した者(以下「元請契約者」という。)は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約(以下「下請契約」という。)又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約(以下「物品納入等契約」という。)を暴力団員等との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者は、市の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と下請契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者は、市の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

- (3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
 - (4) 前項各号に掲げる者
 - (5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
 - (6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
 - (7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- 5 市及び元請契約者等（元請契約者並びに第3項各号及び前項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第3号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
- (1) 当該契約の契約金額（市が発注する1件の公共工事に關し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額）が150万円未満の場合
 - (2) その他規則で定める場合
- 6 市及び元請契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。
（市民等に対する支援）
- 第13条 市は、市民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、京都府と共同して市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。
（広報及び啓発）
- 第14条 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、京都府と共同して必要な広報及び啓発を行うものとする。
（青少年に対する教育等のための措置）
- 第15条 市は、市が設置する中学校において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。
- 2 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講じるよう努めるものとする。
（事業者の遵守事項等）
- 第16条 事業者は、その行う事業に關し、暴力団の威力を利用してはならない。
- 2 事業者は、その行う事業に關し、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益の供与を行ってはならない。
- 3 事業者は、その行う事業に關して契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めるものとする。
- (1) 事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。
 - (2) 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告することなく、当該契約を解除することができること。
- 4 事業者は、その行う事業に關し、取引の相手方、取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において自己が暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させる等暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。
（報告又は資料の提出）
- 第17条 市は、第12条の規定の施行に必要な範囲において、元請契約者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
（京都府宮津警察署長への意見聴取）
- 第18条 市長は、この条例の規定に基づく措置を講じようとするときは、京都府宮津警察署長に対し、当該措置の相手方が暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当するかどうかについて、意見を聴

くことができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(適用上の注意)

第20条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(罰則)

第21条 第12条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第17条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第12条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者等は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第22条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第142号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の地縁による団体の認可を行ったので、同条第10項の規定により告示する。

平成24年10月1日

宮津市長 井上正嗣

認可を行った地縁による団体

1 名 称 浪花自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦及び連絡
- (2) 文化、体育の振興
- (3) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (4) 集会施設等の維持管理
- (5) 各種団体との連絡調整
- (6) その他本会の目的達成に必要な事項

3 区 域 宮津市字河原及び字住吉の区域

4 主たる事務所の所在地 <以下揭示済>

5 代表者の氏名及び住所

氏名 徳本良孝

住所 <以下掲示済>

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 無
- 7 代理人の有無 無
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日 平成24年10月1日

* * *

宮津市告示第143号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成24年10月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において65歳以上の者
 - (2) 接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,000円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井 靖隆	日置診療所 府中診療所	宮地 高弘 宮地 道弘	宮地外科医院
今出 陽一郎	今出クリニック	渡辺 太郎	栗田診療所
宇野 雅史	宇野医院	伊藤 剛	いとうクリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	伊藤 邦彦	伊藤内科医院
辻 俊三 曾根 淳史 石上 文隆 鮑 智伸	宮津武田病院	岩破 淳郎	いわさく診療所
		岩破 康二	岩破医院
		大森 斎	大森内科診療所
		衣川 磐	衣川整形外科医院
中川 長雄	中川医院	木村 進	木村内科クリニック
中川 嘉洋	中川内科小児科クリニック	須川 典亮	須川医院
今井 敏雄 浪江 和生	浪江医院	徳山 石夫	徳山医院
		鳥居 剛	鳥居クリニック
西原 寛	西原医院	日置 潤也	日置医院
堀川 義治	宮津市由良診療所	山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
林 信昌	養老診療所	森 幸三	伊根診療所
山根 行雄	山根医院	宮地 道弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成24年10月22日から平成24年12月21日まで

* * *

宮津市告示第144号

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱を次のように定める。

平成24年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交通事故の防止に資する高齢者の運転免許証の自主返納を促進するための高齢者運転免許証自主返納支援事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証で、有効期間内にあるものをいう。

(2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対して全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、事業の対象となる者(以下「対象者」という。)に対して、次に掲げる支援の全部又は一部を行うものとする。

(1) 写真付きの住民基本台帳カード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44に規定する住民基本台帳カードをいう。)を保有していない対象者が、当該カードの交付を受けようとする場合における当該交付手数料の免除

(2) 北近畿タンゴ鉄道線内全区間又は丹後海陸交通路線バス路線全区間のいずれかを6箇月間無料利用(特急又は高速バス等を除く。)できる乗車バスの交付

2 前項の支援は、対象者1人につき1回とする。

(対象者)

第4条 対象者は、自主返納をした者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 自主返納した時点において、満65歳以上の者

(支援申請等)

第5条 第3条の支援を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書(以下「申請書」という。)に公安委員会が交付する申請による運転免許の取消通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による支援申請は、自主返納をした日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援の適否を決定するとともに、申請者に通知するものとする。

(返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為によって支援を受けた者があるときは、当該支援の相当額を弁償させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年10月1日以後に行う自主返納について適用する。

* * *

宮津市告示第145号

宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金交付要綱を次のように定める。

平成24年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、北近畿タンゴ鉄道の利用拡大を推進し、その運営の健全化を図るため、当該鉄道を利用する団体に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、宮津市内に居住している者又は勤務地若しくは就学地が宮津市内にある者が5人以上参加し、KTR1日フリーきっぷ、まるごと丹後乗り放題きっぷ若しくはローカルフリー1回だけ特急(以下「企画きっぷ」という。)又は普通乗車券を使用する団体旅行とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条の要件を満たす者の人数を5で除して得た数(少数点以下の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)の企画きっぷ又は普通乗車券(北近畿タンゴ鉄道の団体割引等を適用した場合は、その割引後の運賃とする。)に相当する額とする。

(助成申請)

第4条 企画きっぷ使用による団体旅行の助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、規則第4条の規定により、助成対象事業を実施する日の7日前までに、宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金交付申請書(以下「申請書」という。)に参加者名簿及び行程表を添えて、市長に提出しなければならない。

2 普通乗車券使用による団体旅行の助成金の交付を受けようとする団体の代表者は、規則第4条の規定により、助成対象事業を実施した日から起算して14日以内に、申請書に参加者名簿、行程表及び北近畿タンゴ鉄道が発行する利用証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成申請の変更等)

第5条 企画きっぷ使用による団体旅行の助成金の交付決定を受けた団体の代表者(以下「企画きっぷ利用団体代表者」という。)は、当該決定を受けた助成対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市北近畿タンゴ鉄道利用団体助成金事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(助成金の額の確定)

第6条 規則第11条第2項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。ただし、企画きっぷ使用による団体旅行の助成金については、助成対象事業実施の時点において確定したものとみなすこととする。

(企画きっぷ引換券交付の手続)

第7条 市長は、企画きっぷ利用団体代表者に対し、助成金の交付に代えて、企画きっぷ引換券を交付する。

2 利用団体代表者は、助成対象事業を実施する日までに、企画きっぷ引換券を北近畿タンゴ鉄道に提出し、助成対象事業に要する企画きっぷの費用のうち企画きっぷ引換券に記載された額を除く額を北近畿タンゴ鉄道に支払わなければならない。

3 市長は、北近畿タンゴ鉄道からの助成対象事業利用報告及び請求に基づき、助成金を北近畿タンゴ鉄道に支払うものとする。

(譲渡等の禁止)

第8条 この要綱における助成金の交付を受ける権利及び企画きっぷ引換券は、これを第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年10月1日以後に実施する団体旅行について適用する。

訓 令

宮津市訓令甲第7号

庁中一般
各 かい

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月28日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市文書管理規程の一部を改正する規程

宮津市文書管理規程（平成13年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「郵便事業株式会社の営業所又は郵便局」を「日本郵便株式会社の営業所（郵便の業務を行うものに限る。）」に改める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第33号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年9月12日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下掲示済 >

* * *

宮津市公告第34号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、平成23年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成24年9月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況（平成23年度）

部 局	採用者数
市長の事務部局	6人
教育委員会の事務部局	1人
合 計	7人

(2) 部局別職員の退職状況（平成23年度）

部 局	退職者数
市長の事務部局	5人
教育委員会の事務部局	3人
農業委員会の事務部局	1人
合 計	9人

(3) 部局別職員数の状況

部 局	区 分	平成23年4月1日			(参考) 平成22年4月1日
		職員数	男	女	
市長の事務部局		177人	115人	62人	185人
議会の事務部局		4人	3人	1人	5人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	2人
教育委員会の事務部局		47人	17人	30人	48人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		15人	13人	2人	14人
合 計		246人	151人	95人	256人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成23年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B)/(A)	(参考)22年度の人件費
11,926,324千円	2,075,668千円	17.4%	2,052,047千円(15.9%)

平成23年度普通会計(一般会計と休日応急診療所事業特別会計)決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	309,935円	41.9歳	306,693円	50.0歳	行政職6級10.0% 行政職5級8.0% 行政職3級・4級5% 行政職1級・2級4% 削減措置後
(参考)国	327,205円	42.3歳	283,862円	49.5歳	

一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員(一般行政職)の初任給等の状況(平成23年度)

区 分	宮津市(4.0%削減措置後)		(参考)国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	165,312円	176,832円	172,200円	184,200円
高校卒	134,496円	142,560円	140,100円	148,500円

(4) 職員(一般行政職)の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	266,950円	305,140円	335,516円
高校卒	216,768円	257,925円	300,675円

(5) 職員(一般行政職)の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	係長 主任専門員 主任	副室長	室長	
職員数	19人	6人	77人	42人	15人	10人	169人
構成比	11.2%	3.5%	45.6%	24.9%	8.9%	5.9%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況(平成23年度)

区 分	月額等	特別措置	
給 料	市 長	675,000円	25%削減措置後
	副市長	584,000円	20%削減措置後

報酬	議長	387,000円	10%削減措置後	
	副議長	333,000円		
	議員	315,000円		
期末手当		6月期	12月期	年間計
	市長・副市長	1.40月分	1.55月分	2.95月分
	議長・副議長・議員	1.40月分	1.55月分	2.95月分

(7) 主な職員手当の状況(平成23年度)

区分	宮津市			(参考)国		
	支給対象	支給額等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	基準日(6月1日・12月1日)の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度	
		6月期	1.225月分	0.675月分		
		12月期	1.375月分	0.675月分		
		年間計	2.60月分	1.35月分		
		(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有				
退職手当	退職職員	勤続区分	自己都合	勤奨・定年	同制度	
		勤続20年	23.5月分	30.55月分		
		勤続25年	33.5月分	41.34月分		
		勤続35年	47.5月分	59.28月分		
		最高限度額	59.28月分	59.28月分		
		(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%~20%加算				
扶養手当	扶養親族を有する職員	扶養親族区分	月額		同制度	
		配偶者	13,000円			
		その他	6,500円~11,000円			
		(加算措置) 16歳~22歳の扶養親族加算 5,000円				
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分	月額		同制度	
		借家等(最高支給限度額)	27,000円			
通勤手当	通勤距離(片道)2km以上の職員	通勤方法	月額		(2km)2,000円~ (60km)24,500円	
		交通用具(自動車等)	(2km)2,000円~ (60km)25,900円			
		交通機関(鉄道等)	定期券(又は回数券)相当額 (月額上限)55,000円		同制度	
管理職手当	副室長級以上の管理職員	室長級	給料月額×11.2% (20%削減措置後)		本府省 課長等 など	130,300円
		副室長級	給料月額×8% (20%削減措置後)			
時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5)		同制度	
		週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6)			

特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給（全5種類）		全27種類
	代表的なもの	社会福祉業務 1回2,000円 （死亡人収容業務） 感染症防疫作業 1日1,000円	
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当		同制度

平成17年4月1日から京都市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。（支給率は、同組合の条例による支給率です。）

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（本庁など標準的なもの）

1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日)	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考)平成23年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	9.8日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病気休暇	原因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	1年以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇（職員の出産時）	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇（職員の結婚時）	7日以内
		忌引（職員の親族死亡時）	統柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇（夏期の諸行事等）	3日以内（7月～9月）
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	7日以内（1年につき）
	その他16種類		
介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合		6月以内
育児休業	職員の子（3歳未満）の養育		職員の子が3歳に達する日まで

(4) 育児休業の取得状況（平成23年度）

取得者数		取得期間		
男性	女性	6か月超え1年以内	1年超え2年以内	2年超え3年以内
0人	1人	0人	1人	0人

平成22年度から引き続き取得中の者を除く。

4 職員の分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成23年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	4人	0人	0人	4人	0人	0人	0人	6人	6人

「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（平成23年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	148件	統計調査員・選挙事務従事他
合 計	148件	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成23年度）

研 修 区 分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 （研修講師による開催研修）	307人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 （研修機関等での研修）	59人	京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部7市合同研修他
合 計	366人	

(2) 職員の勤務評定の実施の状況（平成23年度）

実施内容	該当者数
定期昇給時の成績不良者	3人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成23年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	2件	2件
通勤災害	0件	0件

(2) 職員の福利厚生の実施状況（平成23年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 （地方公務員法第42条）	宮 津 市 職 員 互 助 会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業 他
共済制度 （地方公務員法第43条）	京都府市町村 職 員 共 済 組 合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・ 宿泊事業・貯金事業他）

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成23年度）

区 分	内 容
会員数（平成23年4月1日現在）	347人（うち宮津市職員247人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	27,341,261円
うち宮津市補助金 （補助率）	4,635,403円 （給料月額0.5%（職員負担分と同率））
宮津市職員互助会一般会計歳出額	13,386,192円
事務費	1,748,081円
福利厚生費	617,455円
事業費	5,277,410円
給付費	5,743,246円

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成23年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	1件

* * *

宮津市公告第35号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住

宅の入居者を公募します。

平成24年9月20日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	27,000～53,100	1	3DK
東波路	宮津市字波路	22,100～43,500	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600～32,700	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	12,700～25,900	2	3K

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設室建築住宅係(本館南棟3階)又は市民室市民窓口係受付(本館1階)に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成24年9月25日(火)から平成24年10月9日(火)まで
- (2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成24年12月1日(予定)

* * *

宮津市公告第36号

宮津市営住宅等設置及び管理条例(平成9年条例第25号)第3条の規定により、次のとおり市営住宅等(その他住宅)の入居者を公募します。

平成24年9月20日

宮津市長 井上正嗣

1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	4	3DK
		C棟	42,000円	1	

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、C棟については、義務教育が終了していない同居親族1人を含む2人以上の同居親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設室建築住宅係（本館南棟3階）又は市民室市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

(1) 期間 平成24年10月1日（月）から平成24年10月15日（月）まで

(2) 場所 宮津市建設室建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 平成24年11月20日（予定）

教育委員会

〈告示〉

宮津市教育委員会告示第16号

平成24年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年9月10日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

1 日時 平成24年9月18日（火）午前10時

2 場所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第17号

平成24年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年9月19日

宮津市教育委員会

委員長 生駒 正子

1 日時 平成24年10月1日（月）午前10時

2 場所 宮津市役所 第6会議室

監査委員

〈規程〉

宮津市監査委員規程第1号

宮津市監査委員監査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月1日

宮津市監査委員 稲岡 修
同 安達 稔

宮津市監査委員監査規程の一部を改正する規程
宮津市監査委員監査規程（平成11年監査委規程第1号）の一部を次のように改正する。
第7条第7号中「第121条の3」を「第121条の4」に改める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。